

<資料紹介>  
**立津春方に関わる新聞・辞令等**  
～近代宮古の解明の一助として～（下）

仲宗根 將二（宮古島市総合博物館協議委員）

### はじめに

今回で3回にわたった表題の「立津春方に関わる新聞・辞令等～近代宮古の解明の一助として～」は一応終えることになる。「上」では、1870（明治3）年から、1914（大正3）年、教育界を去る（5月退職）迄の94件を紹介した。この時期は、立津春方の誕生から、沖縄県尋常師範学校（尋常師範科4年制）を終えて、郷校の教壇に立って数年、児童の、とくに「しつけ」や国語教育に専念し、さらに宮古出身初の県費留学生として東京高等師範学校（国語専科2年制）に入り、県外各中等学校（香川・兵庫・福岡）や当時県内唯一の県立中学校で10余年教鞭をとったのち、さらに請われて母校の平良尋常高等小学校長に就任している。しかしその県内外の教育事情に精通した学校経営方針は、かえって職員の激しい反発を買って対立（十二人党事件）してしまい、結局教育界を去ることになった。

「中」では、1915（大正4）年から1919（大正8）年迄の67件を紹介した。この時期は、教育界を去って、祥雲寺にこもり、長い県（郡）外生活で身につけたものであろう、もっぱら座禅をくみ精神修養の傍ら、慕ってくる農村青年を相手に内外の様々な知識を語っている。また、得度して「正徹」と号したりしている。こうして精神修養団体「丹誠会」、ついで「青年会」を組織して、社会教化活動に乗り出している。活動の一環として、村会議員選挙や織物組合等の役員選挙、製糖工場の誘致、はては自ら県会議員選挙（複選）に出馬するなど、政治活動に入っていく。県議会でも際立っていたようで、新人でありながら会派を代表して「特別県制撤廃建議案」を起草し、自ら理由説明に立って論陣を張るなど、県議会の花形議員として賞賛され報道されている。反面その華やかさがかえって公私ともに多くの敵をつくっていったのであろう。あろうことか「強姦犯」の汚名を着せられたり、「自己本位」「狡猾」「一筋縄では行かぬ怪物」などと非難されたりしている。

今回最終紹介となる「下」は、1920（大正9）年から1943（昭和18）年死去するまでの57件であるが、死去後に著された亀川恵信、稲村賢敷、伊志嶺賢二、吉村玄得（何れも故人）らの公刊された著書から立津に関わる論述を紹介することで、理解を容易にすることにした。この時期は他県同様の制度のもと宮古初の衆議院議員選挙に出馬して、「十二人党事件」以来の盛島明長らとの対立を深め、既に始まっていた宮古を大きく二分する政治的潮流をいっそう鮮明にしている。その象徴的構図が衆議院議員選挙における県下初のいわゆる「輸入候補」の擁立にみられよう。その後も盛島が政友会に所属するのに対し、立津は憲政会（民政党）に所属して、度々県議会議員選挙を争い、あるいは平良村長一期つとめて、漲水港を整備するな

ど、町制施行の基礎をきずいている。晩年は野にあっても、経世の姿勢は衰えを知らず、宮古神社と権現堂を合体させて新宮古神社創建を進める宮古支庁当局を相手に徹底して論陣を張っている。「紀元2600年」(皇紀)を記念して、与那覇頭豊見親と仲宗根豊見親の二柱を祭神とする1925(大正14)年創建の宮古神社(郷社)と、1611(慶長16)年創建の権現堂を統合して新設される「県社・宮古神社」への徹底した批判である。1940(昭和15)~41年にかけて官憲監視の中、抗議文、ビラ、書簡、葉書など多様な方法で糾弾している。さらに死の前年1942年から翌43年にかけては、市街地からおよそ8キロ余へだてた交通機関のない当時ハンセン病療養所宮古南静園に徒歩で通い、入園者に法話を説いている。その波乱に満ちた、時に華麗ともいえる生涯からは予想もつかないような晩年ではあるが、あるいはこれこそ立津春方その人の本来の姿であったろうか。

なお本稿では、「下」を紹介するにさきだって、「上」「中」で見落としていた資料16件を冒頭に掲示することにした。このため「上」「中」は通し番号での紹介であったが、今回の「下」では「中」につづく通し番号とせず、改めて1号から付することにした。ご了承を乞う次第である。

#### 1900(明治33)年

##### 1. 立津春方氏(「琉球」9.5)

本県中学校教諭立津春方氏は一昨日入港の金州丸より出覇せり。

#### 1901(明治34)年

##### 2. 中学校の修学旅行(「琉球」3.23)

本県中学校に於いては第五年級37名(中には本年の卒業生も居る由)同校教諭正見慎一、深町義秀、立津春方の三氏引率し修学旅行の為一昨21日出帆の台北丸に便乗し当地を出発せし由なるが旅行地は東京、京都、大阪、鹿児島、兵庫、愛知、横須賀鎮守府等にして往復日数凡そ一ヶ月の予定なりと。因に記す今回の修学旅行日取を聞くに兼ては本日出帆の球陽丸便より出発の筈なりしも再昨20日の晩に突然変更せしに依り中には帰省其他用事の為め地方滯在中のものは出発期不案内の為め乗後れしものもありたる由なり。

##### 3. 立津春方氏(「琉球」7.21)

立津春方氏は本日出発の仁寿丸より郷里の宮古へ帰省の筈。

##### 4. 修学旅行生に講談(「琉球」10.26)

初の宮古島高等小学校生徒4年43人(引率3)の沖縄本島への修学旅行にさいし、立津春方個人で旅館親交館で講談師吉田某に「岩見武勇伝」を講演させる。

1902（明治35）年

5. 延期広告（「琉球」6.1）

兼て御通報仕置候醸金之儀都合ニヨリ6月25日迄延期仕候間御送金無之方ハ御納付相成度候也 6月1日 高良隣徳、立津春方（ほか10人略）

1913（大正2）年

6. 立津春方氏来覇（「沖縄毎日」9.19）

宮古郡平良尋常高等小学校長立津春方氏は昨日の便船にて来覇したり。

1914（大正3）年

7. 立津正徹師出発（「沖縄毎日」6.9）

過日首里安国寺に於て得度式兼転班式を授けられたる立津正徹師は本日出帆の便船にて宮古に向かって出発する由。

1917（大正6）年

8. 区裁判所復活（「琉球」6.6）

宮古郡にては先般來、区裁判所復活運動を開始し、曩に郡民大会を開き決議する処ありたるが郡民一致の歩調を執り運動すべく決議し請願委員として立津、盛島の両県会議員を挙げ両氏は昨日の便船にて出覇せるが請願書は大体に於て完成せるも尚ほ調査研究を要する点あれば數日間当地に滞在し調査の上々京其筋に交渉する由なり。

9. 発言奨励会（「琉球」11.25）

同じ議員でも議場で続けさまに意見を吐露する者あれば初めから終りまで殆ど一言も発せず発した処で一寸した質問位で何等意見らしい意見を発表し得ない者もある。そんな沈黙議員は歳費を貰ふ為になったやうなもので甚だツマらないから茲に議員発言表と云ふものを作つて各議員をして忌憚なく意見を吐露せしむるやうに努めたい。そして此の表は各地の選挙人諸君にも却々興味があると思ふ。本会の設立に依つて読者諸君が笑を勵すことが出来たら幸いである。

累計 10回 黒木一二、5回 照屋林顯、1回 高安朝安、5回 立津春方、13回 玉城敬亟、1回 仲田徳三、2回 高良隣徳、1回 當間重祿

1918（大正7）年

10. 漁業組合登記公告（「琉球」3.31）

漁業組合設立登記 ○名称、平良村久松漁業組合 ○事務所、沖縄県宮古郡平良村字久貝61番地 ○目的、本組合は漁業権及入漁権ヲ取得シ又ハ漁業権ノ貸付ヲ受ケ組合員ノ漁業ニ関ス

ル共同ノ施設ヲ為スヲ以テ目的トス ○設立許可ノ年月日、大正七年二月八日 ○地区、沖縄県宮古郡平良村字久貝及同村字松原トス ○理事ノ氏名住所 沖縄県宮古郡平良村西里359番地立津春方 ○監事ノ氏名住所、沖縄県宮古郡平良村字久貝61番地洲鎌加那、同県同郡同村字松原348番地ノ1与那霸蒲

右大正七年三月十九日登記 平良区裁判所

#### 11. 立津事件 本日午前9時於区裁判所（「琉球」4.9）

県會議員立津春方氏が曩きに沖縄朝日新聞社を相手取り名誉毀損の告訴をなしたる事は既報の通りなるが愈々該事件公判は本日午前9時より那霸区裁判所に於いて開廷する由。

#### 12. 朝日紙名誉毀損事件 傍聴席満員立錐の余地無（「琉球」4.10）

宮古郡選出県會議員立津春方氏に対する沖縄朝日新聞名誉毀損事件公判は昨日午前10時より那霸区裁判所法廷に於て森裁判長係り天津検事立合ひ、麓、花城両弁護士列席の上開廷、当時の被告小橋川朝明は、

紺の背広を着て法廷に立つ。事件が事件なりし為めか傍聴席は、立錐の余地もなく法廷内は何となく緊張し居たり。型の如く裁判長は被告に対し住所、姓名等の訊問を終へたる後検事は起訴理由として大略次の如き「被告朝明は沖縄朝日新聞の編集兼発行人なるを奇貨とし大正7年3月10、11日両日に亘り同紙上にて「立津入道色界に墮落す」との題目にて宮古郡選出県會議員立津春方氏が同人の妻の弟○○○○の妻○○○○と私通し「父なし子」を産ませたりと云ふ 事実無根の事柄を捏造し立津氏の名誉を毀損したるものなり」と陳述す。後裁判長は事実の訊問に移り 被告に向ひ「3月10、11日に亘る記事は如何なる所から出たるか」との問に対し被告は「3月4、5日頃一通の投書あり 之にて各方面を調査したる後掲載せり」裁判長は「怎の方面より怎う云ふ投書ありや」と訊きたるに被告は「該記事を掲載する一週間前一通の

投書ありて（多分宮古ならん）立津春方氏が○○○○と私通し私生児を設けたるに拘わらず、其罪を故人となりし○○某に塗りつけんとしたりとの投書あり。又其の後宮古より便船あり同地の人来覇せしものからも親しく聞き又立津氏が○○○○なる者を自宅にて御馳走し自分の私生児を○○に塗りつけんとして○○の怒を買ひたる事実あり。又該事件のありし後立津氏の妻は○○○○方に至りて

乱暴を働きたりと云ふ事実もあり。如上の事柄にて本件は確実なる事実なりと認め、投書の皮肉なる或は穩かならぬ箇所は削除して之を10.11日の両日の紙上に掲載したり」と述ぶ。此にて事実の訊問は終へ 裁判長は被告に向ひ立津氏よりの告訴状及陳情書、及宮古警察署長の報告書を読み聞かす。陳情書には「○○○○の密夫は○○○○なる事、6年1月以来○○○○が立津の家にて機を織りたる事なき事。4月某日

県會議員運動中不快ありと引込み立津の妻及嫁が城辺に総糸買ひに行きたる留守中○○○○

と情交云々の記事は事実無根なる事。2月26日〇〇の実弟〇〇〇〇が親類会議を開きたる事は全然之れなき事。被告小橋川は〇〇と政見を異にせるを以て何か為にせんとして事實を捏造し中傷したるものなり」とあり又該事件を宮古警察署にて取り調べたる調査書によれば「〇〇〇〇は大正5年12月末頃同郡下地村字与那霸の〇〇〇〇と密通し居たりとは

〇〇〇〇自身が自白にて明なる事。又大正7年3月10、11日の両日の朝日新聞記事は事実無根なる事。又被告等は〇〇氏と政見を異にし其上近来宮古に於いて立津氏の勢力昂れるを見て、何か被告等の為にする事ありて殊更に立津氏の中傷せるものならん」と記しあり。其他裁判長は平良村〇〇〇〇他6名及豊見山某外4名の

証明書にも該朝日新聞の記事は全然事實無根なりとの証明あり。此にて裁判長は被告に向ひ何か有利なる証拠あれば提出すべしと云ひしに花城弁護人は起ちて「只今の記録のみを見ると全然被告に不利益なるもののみにて斯くては公平なる裁判を得難し故に2月28日立津が自宅に馳走して私生児を塗り付けんとしたる〇〇〇〇を召喚されたし」と申請す。此際検事は起ちて本件は

宮古警察署にての取調の際〇〇〇〇及〇〇〇〇両人の聴取り書あるを以て、〇〇本人を召喚する必要なし。よし聴取書無きと仮定しても本件は一私人の私行を許たるを以て事實の有無に拘らず犯罪は構成するものなり。故に申請には不同意なりと述ぶ。花城弁護人は「〇〇〇〇は目下来霸中なれば是非召喚されたし」と陳述し麓弁護人も是非〇〇を

召喚されたしと申請す。是にて裁判長は宮古警察署に於ける〇〇〇〇、〇〇〇〇両人の聴取書を読み聞かす。〇〇〇〇の聴取書には「3ヶ月前女の子を産みたるは事實なれど、是は下地村の〇〇〇〇の子にして立津春方氏とは全然情的関係なし」と記しあり。又〇〇〇〇の聴取書には「〇〇〇〇氏が〇〇〇〇の宅へ出入りした事は目撃したが両人の間に怪しい関係があつたか怎うかは知らない。〇〇〇〇の産んだ子も誰の子であるか知らない」と記録しあり。終りて花城弁護人は「記録にては少しも被告の為に立証されたる者はない。此れは立津の揉消運動が功を奏したる結果ならん。立津は此事件勃発前、〇〇〇〇を自宅に招待して御馳走し酒間にて〇〇〇〇の子を〇〇に塗りつけんとしたる事實あり。此れ甚だ怪しい点にして若し「父なし子」が〇〇の子にあらざれば決して

斯様なる事をなすべき筈なし。是非〇〇〇〇を証人として召喚ありたしと申請す。是にて裁判長は弁護人の申請通り明11日〇〇〇〇を召喚する事に決定して、当日の公判は閉廷したり時に午前11時半。

## 1919（大正8）年

### 13. 宮古千里眼（「先島・宮古」2.25）

旧暦17日か8日かに開催された佐良浜漁業組合総会の時、立津君がわざ々々出掛けて行って面白い話しをしたそうだ。先づ初めに県会の報告をなし、それから佐良浜の築港迄持出し必ず県の事業とし議決させるなど云ふ迄は上出来だ。が組合の資金を製糖会社或は農銀から借用

してやるなどに込んだそうだ。そうして結論は自分が組合長の野心を持った訳で皆が苦笑したとの事である。尚甚だしきは議長前泊金吉が無能訥弁で、がく々やられるものだから無断に傍聴席から立ってご自分が議長になり余程奇々妙々な総会を開いたそうな。それで今度は佐良浜民が全部憤慨して異議の申立をなすとて騒ぎ立て近々に総会を開くとの事だが立津君も美味しい汁を吸ひ損ふ筈。

#### 14. 広告（「先島・宮古」3.5）

大正8年1月12日開催ノ伊良部村漁業組合定期総会ハ違法ノ総会ニシテ從ッテ其決議モ全部無効ト認メラレ候ニ付御通知候也

##### 理由

- 一. 総会招集ノ通知ニハ場所日時協議事項ヲ明示スペキモナルニ場所及協議事項ナキ事
- 二. 定期総会ニ於テハ予算、決算ノ承諾ヲ受クベキモノナルニ之ヲ協議ニ附セザル事
- 三. 総会ノ議長ハ規約第20条ニ依リ理事之ニ当り、理事事故アル時ハ監事之ニ当ル、理事監事事故アル時ハ組合員ヨリ互選スペキモノナルニ本村金四郎勝手ニ議長トナリシ事
- 四. 総会ニ於テ傍聴者立津春方ナルモノ勝手ニ県会ノ報告演説ヲナシ、自分一人ノ総会デアッタラシク三、四時間ヲ費シ、協議中モ国仲村長、立津等勝手ニ発言シ且喧噪ヲ極メ組合員ノ意見発表ヲ防止スル等尤モ不法ノ行為ヲナシテ正当ナル決議ヲナサザリシ事
- 五. 前ノ臨時総会ニ於テ已ニ来間泰祥ヲ組合長ニ選挙シ其承諾ヲ得テ居ルニ不拘、解任亦ハ辞任ナクシテ更ニ組合長ノ選挙シタル事

##### 当日ノ議案

- 一. 入漁料徴収方法ノ件、伊良部、仲地、国仲、31名組合員ニ加入ノ件、起債認可ノ件、農銀ヨリ資金借入ノ件、理事選任ノ件、水産組合代議員選任ノ件、以上 伊良部村漁業組合

#### 15. 故高橋宮古島司の追悼会（「先島」3.25）

去る2月26日、宮古の旧蔵元の空地に、故高橋島司の追悼会を挙行す。此日哀雲時々日光を漏し、悲風颯々弔旗を翻へし、天公自から同情を寄するものゝ如し。北方の小高き処に幟幕を張って祭壇を設らへ、其中央に分骨を納めたる靈函を安置し、百味の供物を整然と配置し、而して各校寄進の造花を備へ、又有志より捧ぐる所の旌旗をおしたて、殊に人目を引きたるは、東洋製糖会社よりの寄贈にかかる白羽二重の二旒の弔旗にてありき。其設備莊嚴を極め肅々とし神いますが如し。左側に遺族、庁員、吏員、各村長、各校長、右側に各官吏、一般有志等整列し予定の時間に至るや、先づ学童哀悼の歌を唱へ、次に祥雲寺の住職導師となり読経し衆僧これに和す。夫れより里見（地方課長）、河原林、盛島、立津松子、浅野（製糖社員）、江口、比嘉、石原、各村長、総代其他の弔辭あり。吾人は独り悲哀を罩めたる一場の演説を為す。参拝者老弱男女の群集は集し、さしもに広き空地も立錐の余地なし。去れど静肅にして人なきが如く。唯見る唏嘘流涕する爾。之を以ても奇才水月が、生前に博したる人望を推知すべ

し。

噫水月の盡や、今日此頃七淨の花馨しき下、真如の月照す処に悠々遊ぶなるべし。寄語す。後任の松方島司第二の水月たれ。

### 16. 筆戦墨闘 下地春治（「先島・宮古」7.15）

教員に非ずんば人に非ずと意氣巻ける全盛の時代は立津氏教育界逃走ローマンスにて幕を閉じ近時の暴落は更に其反動的氣勢を示さんとす。第三者たる吾輩等の冷静なる体度に出づるはさる事乍ら知識階級を以て任する教員諸氏も新思想に対する準備なからべからず。デモクラシーとは乱暴する意に非ざる也。

<以上は「上」「中」の補足資料>

1920（大正9）年

#### 1. 党派争ひの渦中に巻かれつゝある宮古の近況 郡民の一人（「先島新聞」9.25）

国家と云ふ觀念から現はれた政党政派を臆面もなく論じ來りて是を宮古の感情党派と同一対にされる事を聞く度に吾人は片腹痛ひ感じがすると共に中央の二大政党に対して相済まなひ思ひをする。代議士選挙後の宮古は此のクソ党派が益々火花を散らして猛り狂ひ、自己の勢力扶植にのみ三拝九拝郡民衆の感情を窺ひ「何卒私の味方になって下さい。私は政友会です」などと物の一丁字も知らぬ愚民を誘惑したお蔭に、老幼男女を問はず学校の生徒迄が政友、憲政と互に争ひの声を出す最も危険な域に達して仕舞ったのは識者をして憤慨悲痛の極みに至らしめて居るのである。

田舎の土百姓迄が近来乙に政党を口にして得意然として居る態度は其罪誰にあるだろうか、言はずも知れた事。立津、盛島が其責を負はねばならない。殊に近来盛島派の活躍は実に素晴らしい勢いで自分の天職を放念し専ら勢力扶植にのみ熱中して居る為めに宮古の天地は湧き返る程の人気と言ふ騒動で、只郡民の感情に偏して行く丈が得所とされてる其悪感化の近況は實以て慨かはしい次第である。

先達ても政友会分会発会式挙行すると云ふので郡民を騒し、尾類馬の行列など勝手出鱗目吹聴をした為各田舎の田悟作連は暫くかかる余興に渴しているので、無慮1万以上を数へる一大雜踏の盛況は得られたもののそれは只見得を張るばかりで、其実反って味噌を附け過ぎたと云はねばならない。盛んだと思ふた尾類馬は彼らの横暴なる手段によって滅茶苦茶となり、自転車、マラソン両競争何れも有名無実、人を馬鹿にするにも程がある。何一つみるべきものなくて人を集め、尚今日の炎暑も厭わずわざわざ田舎から出張した連中は一層の癪癩玉が上っての制誘怪などと悪口を叩いて帰って行くのは氣毒と云はふか、憐れと云はふか甚だ滑稽であった。

政友会諸君は先づ以てこれで一纏まりに落着したものと思はれるか知らないが、其は早合

点、人が余り能過ぎると僕は遠目で見て居るのである。それで一寸字も知らん田舎の連中は政友会など神聖な党派の名を附けるより、最早盛島○と同氏を中心にして競争を始めたが極単純で物の話も良く了解されるではなかろうか。一般上流の人が口にするから云ふて蒙昧なる人間が主義主張は如何なるものであるかも知らない者に余り小六ヶ敷ことを言ふ非常識には呆然たるを得ない。其故宮古の郡民は近來益悪党熱が高くなつて相互間の感情の衝突は益々□しく、鶲の目鷹の目玉に上げ足取りにつとめ、根掘り端掘り、ある事なき事攻撃しあふと云ふ有様になつて居る。之を見る識者は何と憤慨するだらうか？

吾人は充分に筆を走らせて見たいけれ共紙面の都合上是にて筆を擱くと共に今後の青年の如何なる方針にすすむべきであるかと何物かを促したいのである。

1921（大正10）年

※2. 公有水面埋立増築願い（1.13）

平發庶第29号 大正10年1月13日 宮古郡平良村長 立津春方 沖縄県知事 川越莊介殿 公有水面埋立増築願

1. 頒出人ノ住所氏名 宮古郡平良村長 立津春方 2. 埋立ノ位置及其区域面積 (1)埋立ノ位置 宮古郡平良村字西里（西里雜種地）地先10番地 (2)区域 別紙図面ノ通り（略）(3)面積 716坪7合 3. 埋立地ノ目的 桟橋及物揚場ニスルモノトス 4. 埋立ノ方法 別紙設計書ノ通り 5. 工事ノ着手及竣工期限 大正10年2月1日ヨリ着手同3月21日竣工

本村ハ大正9年9月27日付沖縄県指令第1185号ヲ以て宮古郡平良村西里上原仁徳外26名ノ所有ニ係ル既設ウメ立地並ニ桟橋使用料徵収ニ関スル一切の権利譲渡ノ許可ヲ受ケ目下使用中ニ有之候処右ハ大正3年ノウメ立ニ係リシモノニシテ爾來産業の発達ニ伴ヒ輸出入著シ増加シ現ニ大正3年ノ輸出入貨物9万4531個ニ対シ大正8年ニ於テハ17万7315個ノ激増ヲ示シ為ニ現今ノ物置場（153坪）及桟橋（長20間）ノミニテハ頗ル狭溢ヲ告グルノミナラズ干潮時ノ際ニ於テハ既設桟橋ニハ發動機船艇ノ横付ヲナス能ハザルニヨリ10間余ノ沖合ニテ荷渡シヲナスヲ以テ旅客貨物ハ悉ク人肩ニテ運搬セラルル状況ニアルヲ以テ其ノ不利不便実ニ甚ダシ依ッテ本村ハ別紙設計図ノ通り増築ウメ立ヲナシ旅客ノ往来貨物ノ揚卸ニ供スル目的ヲ以テウメ立工事ノ件本村会ニ於テ全会一致ヲ以テ議決致置候条御許可相成度公有水面ウメ立並使用規則第1条ニ依リ別紙関係書類相添ヘ此段申請候也 平良村會議決書謄本（略）（『平良町誌・町制施行十周年記念』1934年）

3. 宮古漁水港の突堤延長（「先島」3.5）

予て宮古郡平良村の立津村長が熱烈運動の結果、既報の如く資金借入が出来たので、10年度より漁水港突堤増築及埋立の工事に着手する由。そして既設19間を40間に延長するとの事なれば竣工の上へは汐の干満に拘はらず機械船も横着が出来喰ぞ便利であらう。然るに八重山は幾ら空威張りをしても桟橋の「サ」の字も突堤の「ト」の字も空声ばかりで、未だ夢にも見



ているのに吾が日本には特權内閣が生れた事は實に遺憾である。宜敷四民平等で民衆生活の幸福を確める大政策をいだく内閣を要求すると大見得を切って普選の即時断行を舌端鋭く叫ぶ。それから床次氏の言を借用して盛んに政友本党の棚下しを始めると若者の口から賛成が叫ばれる。油が乗った君は盛んに前代議士の無力を罵倒して、県の發展を期する上に於て中央政府に通じ又有力な人物を県の代表に選ぶ必要で手塚氏推薦の理由をなし、盛んに人物本位論を振り廻して降壇。

#### 8. 選挙界（「八重山新報」3.25）

第2区宮古の輸入候補者手塚氏は去る4日必勝を期して来覇したる。盛島氏との会見の結果愈々断念し早速引返した、所が彼れを推立てゝ居る十数名の人々は更に手塚氏の決意を翻すべく企図して居る。そして昨日の汽船から立津氏の参謀県会議員仲宗根勝米氏が当地に乗り込んで来た。其報告に依ると宮古郡民は盛島氏の態度に奮慨し更に結束を固くし手塚氏を推す云々。果して一旦赤恥かいて引退した手塚氏が再び舞ひ戻って来るか何うか、兎に角今日まで十分な連絡を取る予猶があったにも拘わらず、事茲に出です沖縄くんなりまで、呼び寄せて此の始末になったことに対しては同情に堪へないのである。

また或る方面からの知らせに依ると、多くの宮古郡民は盛島氏を推す事に決定したと、本人も今日まで戦備を整へて待っていたのであるから勿論何の躊躇のなかろうが、果して勝算ありや否、何れ本郡にも次便あたりから同氏の運動員が乗込んで来ることになって居るから詳細の事情は其時が来なければ分らないが出馬と云ふだけは確定して居るのである。

1925（大正14）年

#### 9. 宮古政治病院診察（「先島」4.5）

予て宮古は、氣候上政治病の絶へ間なく、選挙風が吹いて来ると、病勢が頓に嵩まり来て、忽ち猖獗を極む。今発病しかけて、既に先駆症に罹って居る者は、立津春方、盛島明長の二氏であるさうだ。但し立津氏は那覇の有病地から出る筈、病症未定の者は与那覇寛雄、金城三郎の二氏で、全く無病健康の者は、仲宗根勝米、上里忠勝、平良寛朝の3氏であるが、仲宗根氏が此病気を根絶した主な理由を摘み挙げれば「私としては、前以て断念していますので、意志は決して変更しません。県議などになると、金を使った上に苦しいことが多く、県会の時は何にか問題を挙げて出るものですから、責任観念にせめられて、人知れぬ苦勞があります。斯馬鹿らしいことはありません、もう懲々しました云々」と、是れは己の体験から出た、事実の告白である。上里氏の頑として候補に応じないのは、氏は却々滑巧な質であるので、友人が罹病の為に、悲境に陥ったのを見せられ、前車の履轍を踏まぬ用心が確いのであろう。まあざっと斯んなものである。

#### 10. 選挙戦 県下の候補者（「八重山新報」5.11）

県議選挙も後旬余に迫った昨今県下各郡市の候補者の顔触れば大体左の通りで、30名の定員に対し候補者は無慮50名に達した。

(中略) 宮古郡 立津春方 盛島明長 宮里三郎 (後略)

### 11. 県議開票の結果 (「八重山新」5.21)

(前略) 宮古郡 1981 当 立津春方 1979 当 宮里三郎 1952 当 盛島明長

### 12. 臨時沖縄県会 (「八重山新」7.1)

総選挙後初日の臨時沖縄県会は去る22日午前11時45分開会、亀井知事の挨拶終りて正副議長の選挙と県参事会員の互選を行ひ、平隱裡に閉会せるが、投票の結果左の如し。

議長当選 27点 平良真順 1点 金城三郎 1点 立津春方 (中略) 参事会補充員当選

立津春方 (6人略)

### 13. 公金切捨責任論で痛烈なる質問続出す (「沖縄朝日」9.30)

休会明けの臨時県会は昨29日午後1時47分を以て開会された。出席議員22名 欠席議員8名にして平良議長より諸般の報告ありて直ちに開議

議案第1号 県有財産権利拠棄の件 の一読会に入る そこで県会の闘将立津春方君発言を求め県下□=銀行の破綻までに於ける県当局の措置に関し質問の巨弾を放つ 即ち立津登壇  
本員は今回の銀行問題に就きましては金持ちの預金者は好いとして粒々辛苦の結果漸く貯め込んだ小さき預金者若くは貧弱町村が徒らに銀行屋の食物になって仕舞った感がします。又一面には銀行がかの営業停止をしてから既に一年有余の久しきに亘り即ちその間銀行は預金者の為め何等利殖的仕事をせざるに拘らず其重役及行員全部に対し依然月給を給し旅費を給しても預金者中更らに一人も蹶起して銀行経営の緊縮を唱えるものさへ無が如き。さては元来銀行の整理案なるものは直接利害関係者たる預金者が主として作製すべき性質のものではないかと思はれる。之に対しても預金者中又一人の容啄者なくは銀行当事者や官庁のもの作製した整理案に対して承認を要求される珍状況を見る時、吾々は本県の預金者が如何に海の如き雅量を有せられ又は如何に利害損失関係より超越せるかに一種の感涙を催さざるを得ないのである。併し乍ら本員は今回県の公金切捨といふ議案を議するに当たりましてはこの公金は多くの細民より県は督促に督促し時には遂に滞納処分といふ辛い官憲発動を取り立てた税金を銀行に預けたるものなるに、今日此の切捨てるといふ事なると、さなくも約70万円の県税に対し年々約4万円即ち6分と云ふ多額の滞納がある程に未だ納税の觀念乏しき県民にありては本議案の解決如何によりましては或は延いて納税上民心を悪化させる処がなき乎。若くは官庁の監督下にある銀行然も県は公金取扱ひを銀行になさしむるに當り特別に厳重なる契約をなし乍ら此の始末來たししたるが如きを見ては、県民は官庁の所謂る監督権なるもの若くは契約なるもの殆んど信

頼するに足らざる事実よりして遂に国憲を輕じ國に忽にするの憂ひはなきか。果して然れば此獨り県公金の切捨問題と云ふ単純なるものにあらずして国家的社會的に由々しき問題ではあるまいかと考ふものであります。故に本員はよし本議案は已むなく承認せねばならんとしても此れが解決次第を県民に知らしめ即責任の所在を明らかならしめ若くは責任を果たしむる事に務むるは吾々の職責上当然の義務と考えますけれども、何分本件につき吾々も議論すべき範囲が甚だ局限されて實に搔痒の感がするが己むなく僅かに言ひ得ると信ずる範囲内に於て左に數項の質問を要求をなし賢明なる県当局の明快なる答弁を要求します。

#### 14. 金庫監督の責任問題で当局責めの質問続出し 臨時県会第2日目（「琉球」9.30）

議案研究の為め休会中の臨時沖縄県会は昨日午後1時50分より再開した。平良議長は形の如く出席議員24名、欠席6名を宣して日程に入る。（中略）

劈頭立津議員は発言を求めて演壇に現れ、銀行破綻の原因から重役の責任問題、県当局の監督上の問題其他数項に亘り痛い所を突き、大要別項の如き熱弁を振って県当局に肉薄した。

#### 15. 久しく行悩みの姿にあった憲政会支部愈々設立（「琉球」11.15）

憲政会支部設立委員会は既報の通り一昨日午後5時より前の毛山杉棧に於いて開催した。出席者の顔触れは左の通りで

神谷夏吉、照屋林賢、向井文忠、山城正一、真栄城守康、仲原英仁、立津春方、伊仲 浩、星 光吉、伊礼 肇、仲井間宗一、城間恒加、伊礼正幸、高安高俊、親泊康善、島袋盛春、馬上太郎、佐久田朝盛、比嘉盛章、仲本政春、今井宗五郎、赤嶺仁香、真栄城守行

神谷夏吉氏委員長として開会の挨拶をなし、次いで各委員より幹部間に意志の疎通を欠きし結果、兎角の世評あるを憂慮する質問或いは警告を發する等相当論議も交わされたが、結局些細なる感情の行違ひに過ぎず何れも一刻も早く支部設立し度さの熱情にかられし結果に因るものとして、夫々関係者より釈明するところあり、和衷協同公明正大に支部創立事務を運ばせることに意見一致し、創立総会に就いての計画案を協議する委員として神谷夏吉、真栄城守康、伊礼肇、伊仲浩、立津春方の5氏を推薦し、創立総会を本月25日、26日頃に挙行する計画で総会準備の諸問題を5委員の成案を待って、協議決定することとし、直ちに懇親会を開らき意志の疎通を図るところがあった。

#### 1926（大正15）年

##### 16. 宮古の県議選挙 石原氏当選す（「沖縄朝日新聞」2.5）

盛島、立津両派に対峙して猛烈なる競争を示現した宮古郡の県会議員補欠選挙は一昨3日島庁に於て開票されたが、大接戦を演じて遂に盛島系の石原氏が当選を見るに至った。即ち左の如し。2636 石原雅太郎、2579 砂川真章

新県会議員石原雅太郎氏は明治35年本県師範学校を卒業し、久しく教育界に在りて初等教

育界に尽力するところありたるが、数年前之れを退き郷里に於て宮古新聞を経営したこともあり、現在は平良町西里に商業を営んでいる。風采堂々たる好男子で政界へは今度が初舞台である。

### 17. 確乎たる学問の修養がない奴は欲の為め精神がグラツク（「先島新聞」6.15）

立津春方は、本県有数の人物であると共に、県会の花形であることは、自他が許している。我々も亦彼の人物であることは、既に認識しているのだが、思ひきや昨年1月本県第2区代議士補欠選挙の候補山本実彦氏の運動員が、多良間島に渡る際、暴風の為めに行衛不明となったので、選挙後山本氏が立津氏に、遭難者に弔慰金として千円「1人宛2百円」を渡したが、其金を着服したのが露見して、横領罪を以て検挙され囹圄の人となったのである。証拠も十分で罪質も甚だ陋劣であるので、到底免るゝことは出来まいが、此の人物払底の本県に、彼を世の中から葬られて了うのは、如何に自業自得とはいへ、實に惜しいものである。畢竟彼は確かりした学問で精神を鍛錬しないので、欲の魔がさすと直ぐに精神が曇って了うのだ。堅固な学問の素養がないものは弱いものである。我々は丈夫同情一掬の涙痕を濺ぐ。

### 1929（昭和4）年

#### 18. 宮古郡の県議候補者（「八重山新」1.15）

宮古郡では今回の県会議員総選挙に盛島明長、立津春方、上里医師の3氏を理想選挙で選出し党派を超越して県政に当たらせると云ふ意見が高唱されて居る模様である。

#### ※19. 立津春方（泰藏吉篇『沖縄県人事興信録』3.15）

明治3年10月15日生 沖縄県宮古郡平良町西里75 妻カメ子56 嫁ヤマ33 孫春光9  
職業 県会議員・県参事会員 趣味 読書 明治22年沖縄県師範学校卒業 明治33年東京高等師範学校国語漢文科卒業後丸亀中学・沖縄県中学・兵庫県中学・福岡工業学校・小倉高等女学校等に歴任す。大正3年郷里に帰り平良尋常高等小学校訓導兼校長となったのは時の島司橋口軍六氏が氏を用い宮古郡の青年会長となし併せて郡内教育の牛耳を執らしめ郡視学の実権も立津氏の手中に在るの奇觀を呈した。立津君は當時一面に於ては島司代理格で此時に乘じ宮古漁港の築港計画及び同郡道路の改修等は行はれた。大正6年県会議員となり同10年再選現在。氏は法主となり袈裟を掛けて禪宗に帰依したこともあるが今は還俗して居る。氏は又選挙の神と言は（れ）選挙ある毎に必ず何れからなりとも猛烈運動を起して多くは成功する。彼の山梨県より始めて本県に輸入候補として見事に当選した手塚正次氏の如きも全く氏の參謀長のお蔭であった。敵に取っても味方に取っても議政壇上の花形役者である。

#### 20. 県議選挙戦 宮古は候補者4名と決定す（「八重山新」4.25）

宮古郡も既に候補者が4名と決定した模様である。其顔触れば現県会議員盛島明長、立津春

方、石原雅太郎3氏に柴田米三氏が加はり、3名の定員に対し4名の競争となったのであるが、立津氏は既に言論戦の火蓋を切り落して居る。

21. 県議総選挙 立候補者の顔触れ 41名（「八重山新」5.5）

県議員の総選挙も昨4日与那国村を始めとして行はれ、後6日で終了する事になり立候補の届出締切り期日過ぎたのであるが、県下2市5郡も去る28日までの届出者数41名にして、那覇8、首里2、島尻10、中頭9、国頭4、宮古4、本郡4名となって居るが、其郡市別候補者氏名左の如し。（中略）

宮古郡 定員3名 立津春方、盛島明長、柴田米三、狩俣恵章、垣花武福（後略）

22. 県議当選者（「八重山新」5.15）

（前略） 宮古郡

2806票 盛島明長、2021票 垣花武福 1957票 柴田米三 次点 1925票 立津春方（後略）

23. 弱劍強筆（「八重山新」5.15）

普選第1回の県議選も乱舞乱闘の裡に既に終りを告げた。熟々本郡政戦の跡を一顧するに選挙権売買の一大市場が展開され（た）かの觀を呈して居るのである。（中略）

選挙界の浄化革新、是れ實に本郡に於ける急務中の急にして殊に国家の中堅たる青年が警鐘乱打第一戦に立ちて革新を叫ばねばならぬ青年力實に偉大なものである。見よ隣郡宮古に於て青年党の首領たる熱血男子柴田米三氏が前期に最高点で当選した立津春方氏を見事に屠り、20年間の政治舞台から引きずり落したる其手並を一、県下唯一の激戦地と謂はれた那覇で26歳の青年小田栄氏が孤立無援之れ亦理想戦で当選の栄を得た事実を。

1930（昭和5）年

24. 思想問題批判 懸賞論文当選発表 特別高等警察課（「八重山新」1.25）

1等ナシ

2等（50円）立津春方、玉城孫太郎

3等（10円）浅田昇次郎、新崎寛直、幸地恵勇、大庭正次 大隱惠州

1933（昭和8）年

25. 政戦に立つ者 44名（「先島朝日新聞」5.13）

（前略）宮古郡 定員3

立津春方、元民 64、盛島明長 現政 54、上里忠勝 新政 41、柴田米三 現民 44、前里秀栄 新政 36

### 1934（昭和9）年

#### ※ 26. 平良町役場 『平良町誌・町制施行10周年記念』向春商会印刷部（5.5刊）

立津春方村長時代 大正9年11月～10年10月 特制撤廃最初の村長として就任し、コレラ流行時代に於て殆んど破棄せられたる各種事務の整理に努力すると共に町制施行を上司に稟請し、亦一方桟橋の架設を計画し困難なる起債事務を携えて上京し、幾多の艱難を突破して之に成功し、現に町有桟橋から年々多額の使用料を上げつつあるは同氏の逸すべからざる功績である。

### 1936（昭和11）年

#### 27. 部会で講演 稲垣 当山両氏（「宮古民友新聞」1.26）

昨日、教育部会閉会後、午後2時から来郡中の大阪愛日小学校長稻垣国三郎氏の部会員に対する講演（主として学校経営に関して）があり、次いで東風平小学校長当山正堅氏の謝花昇の事蹟に関する講演があり、4時終了したが、比嘉大毎通信部主任、島袋県教育会主事、立津春方氏、山城宮中校長、上江洲商工会副会長、富永時事社長、瀬名波本社長らも聴講した。

### 1937（昭和12）年

#### ※ 28. 蔡温著『林政八書』・『農務帳』及『順流無秘』口語訳述出版（6.27、東京図書株式会社）、（1976＜昭和51＞.7.10.財・土井林学振興会復刻）

自序に代へて 蔡温の原著林政八書、農務帳及順流無秘を訳述し、之を上梓するに当たり、彼が林政農政の梗概と所感の一端を叙して自序に代へたい。（抄出）一、林政 山林の種類 榆山・仕立山・村及字山野・抱護・仕明及請地山野 山林取締 森林監督員・船舶製造制限・船舶出入取締・刑罰 二、農政 農事監督員・農事施設

原著はいずれも琉球特有の古文書で極めて難解の語句が多い。今之を現代語に訳述するに当たり適切な語句を案出し得ず、為めに幾度か拋筆しようとしたが、幸に県林業界の権威大城朝詮君の懇篤なる指導誘掖を得た。こゝに深甚なる感謝の意を表す。然し訳者の菲、訳文の拙劣をおもふと心中誠に忸怩たらざるを得ない。切に読者の御寛恕を乞ふ次第である。昭和12年初夏 松山町の寓居に於て 酷堂老生 立津春方誌す

### 1938（昭和13）年

#### 29. 朝日春秋（「先島朝日」11.6）

県下の大先輩立津春方先生桃林寺に仮泊座禪中の所、春秋子遠來の珍客に敬意を表し、訪問したのである。

御感想はと問へば中々答へず、吾の一言君等小僧共に分るか位の態度に六感にえいじたので、記者改めて、

「先生、明治節祝賀会の美声はとても壮者も及ばない御元気、誠にあやかり度い、先生実は学問しに参りました」と愛嬌ある御挨拶致しました所、流石の立津和尚も破願一笑開眼され、にこにこ顔に例の皮肉な遠慮なき御意見の談話を聞く事を得た。

僕は小新聞の発達の沿革はよく知っている。過去に於はよく人の欠点を探し巡り、槍玉にあげて人を殺すものだから、凡そ人には誰にも欠点は有るので、此の弱点に乘じ、金を搾り上げて経営してをったのである。

殊に徳を以て立つ僧侶とか教育者に於ては一度槍玉に乗せられたら最後、一大致命傷だからね。だが今日の時代はそうはいけない。

即ち時代錯誤に鑑み、新聞記者たるものは、善化方針の態度を以て執筆せねばならぬ。人の善行をさがし、これを取上げて表彰するといふ塩梅に行ってこそ社会は善化されるのだ。即ち悪を善導することだ。

本日農学校を参観した。真に実質に重きを置き、教育方針をとっている。僕は県民の一人として敬意を表する。校長、職員の真剣なる態度、あの服装の農民化、農具の整頓、それから座敷に教授を受けているのを見た。實に家庭的だ。これを座学といふのかねー。君！

宮古より現在20人入学している。僕は帰郷して各町村に講演して多数宮古より入学させたい。こんなよい学校は全国にないぜー。

尚八重山開発と移民問題、明治節の宴会は一般氣風が悠長で晚酌でもしている様な□景だね君。それから製糖会社□□は当然の問題で嘗て遅いのである。しかし島尻、中頭、宮古の実際の情勢に顧み、金融経済に激変が招来することを忘れてはならぬ。識者慎重の態度をとるべきだ。其他禅味豊富に語られたが、欄面の都合で春秋子の頭に宝蔵し置き、精神の糧に致すことにする。

1939（昭和14）年

30. 立津春方氏講演会（「海南時報」4.14）

立津春方氏の時局講演会は本14日午後5時から石垣校に於て開催される。

31. 立津春方翁の時局講演会盛会を極め閉会（「先島朝日」4.18）

去る14日午後5時より石垣校に於て約2時間に亘り県下教育界並に政界の大先輩、立津如雷翁の興亜政策の第一義と題する講演があった。記者が御土産の備忘録の資料は左の通りである。

立津翁は今年70歳になるか○ハナシで自分の年齢は7つで、来年より学校に入学するんだと意気揚々と語った。

日本は太陽の様で古くして新しい。即ち大故大新で3000年の古い国であるが、最も日々に新しい日本で太陽の様であるから国旗の標徴で以て雄弁に物語っている。

修養の極致は朝夕心中の悪魔を退治するにあり。日々に吾等の肉は新らしい。然して心身共

日々に修養鍛錬せねばならぬ。

汽車中即詠 かきりなき生命の水と流れゆく身はいづにかはてしらめや

汽車も汽船も超満員だ。80億の経済消化を如実に物語っている。

朝鮮、満州の大陸を踏んだので視野眼界が広くなった。所謂雄大な気持である。内地での狭ぐるしき所は全くなく島国根情はこの立津には毛頭ない。

朝鮮の歴史的、地理的関係を引例を以て説明し、即ち一例を述ぶれば、日本文化の輸入神宮皇后、豊臣秀吉の三韓征伐、忽ち必定の野心、日清日露の戦役、満州事変、今次事変等につき其の重要性を説明する所あった。

蔡温の山林抱護政策より説き及ぼし、朝鮮、満州、支那の国境を固め、日本の国防上の抱護で生命線である故に、極東に於ける絶対権を保有せねばならぬ。英、米、仏、ソ連の極東に於ける立場を具体例を挙げ詳細に論ずる所あった。

蒋介石が20年来の抗日排日政策による教育を施し国家的觀念を与えたので、拜日教育を支那民衆に指導するには矢張り20年以上もかかる。故に此点教育家諸君の御労力を期待するものである。

月なみの官僚総督政治では内鮮融合は出来ぬ。地理的歴史的に考察し、朝鮮統治の機構を改革せねばならぬ。天皇陛下の御名代として宮様を戴き皇運を扶翼させねばならぬ。御勅語に「古今ニ通シテ繆ラス、之レヲ中外ニ施シテ悖ラス」と御誓詞通り皇運の扶翼に浴さねばならぬ。豊川善嘸氏は京城に遷都すべしだと10年前に叫んでいた。両先島より東亜建設の意見が一致したのは頗る快心の至りである。

国政調査の結果八重山郡は人口減少している。世界中この現象は八重山だけであろう。昭和の御代に於て廃字を見るはこれ由々しき人道問題である。

沖糖社を歓迎せよ。4000町歩を潔く与へよ。此の時期を逸すると八重山は永久に救はれない。マラリアに征服されるのだ。教育者も考慮せよと語った。

教室に乃木將軍の肖像が掲げてあったのに最敬礼し、乃木將軍の山川草木の詩を壯者を凌ぐ音量で吟じ多大の感動を与へて親友石垣孫養翁司会の下に会の開閉をしたのである。

### ※ 32. 普天間權現 昭和十四年十二月 春方敬書（表）

(裏) 往昔荷川取与人厚ク權現を信ジ村民敬神思想ノ普及ニ務ム 後塩川与人ニ転任 赴任ノ渡航ニ難船シテ没ス 与人の死体図ラズモ權現神域ノ前ノ浜ニ漂流ス 村民ハ之レ与人ガ權現信心ノ厚キニヨルトシ爾來村民ハ益々權現ヲ崇敬ス 昭和十四年十二月四日 土原豊見親十三代 立津春方敬書

### ※ 33. 嶺間御嶽 昭和十四年十二月四日 春方敬書（表）

(裏) 往昔嶺間按司ガ神ノ島ヨリ伝エ受ケラレシ「腹立タバ手ヲ引ケ手ガ出タラ氣ヲ引ケ」ノ御言葉ハ永久ニ村民ノ箴言トナリ益々按司ノ高徳ヲ仰景シ嶺間御嶽ニ氏神トシテ崇敬奉祀ス

昭和十四年十二月四日 土原豊見親十三代 立津春方敬書

1940（昭和15）年

34. 正月号 立津翁（「先島朝日」1.1）

七十路に又一年をむかえけり初日と共に若がえるわれ  
八重山や初日の光りてりそへて宝が島といや栄え行く  
てりまさる御代の光は七重八重山ふかけれど隅こそなけれ

35. 謹告（「海南時報」5.26）

大濱用恭氏は予而病氣療養中の処薬石効なく昨25日死去 本26日午後4時葬儀相営候間此段謹告仕候 5月26日

宮良当整、立津春方、石垣孫養、崎山用吉、宮良長扶、菊池伝市、浦添為貴、新垣清禎、大浜信篤、宮良永益

36. 御知らせ（「海南時報」6.17）

故大濱用恭氏の追悼法要を左記により相営み申候条 御焼香相成度此段御知らせ申上候  
場所 桃林寺 日時 6月18日午後4時半 発起人 立津春方、浦添為貴、石垣孫養、坡座真里模、菊池伝市 生前辱知各位

※ 37. [書簡：宮古郡神社奉贊会長宛 立津春方]

拝復、9月12日付、宮古郡神社奉贊会の評議員に御選官の義、過分に奉存候、□る所当町内では、從来、宮古神社の荒廃を概し、之の改築奉遷することが信者の与論のように思はれ、小生も及ばずながらこれが遂行に力添へせるものに有之、該遂行を見ざる今日、御書面の通り、新に神社を創立することは、時局の上からも、甚だ、心配する所に付、右折角の御依頼なるも、承諾の義、保留いたし度、此旨□□□□候 以上 敬具 10月末日 字西里359 立津春方 奉贊会長殿

※ 38. [沖縄県知事への陳情書]

昭和15年12月8日 沖縄県宮古郡字西里359番地 立津春方 明治3年10月15日生 沖縄県知事 淵上房太郎殿

陳情書 1. 神社に権現を祭神するは我が古神道に反す 2. 県社、郷社には郷邑の産土神を祭神とすべし 3. 強いて他神を勧請するの必要あれば現在の宮古神社の祭神は宮殿を別にし他神と配祀すべからず

其の事由要項 今回沖縄県宮古郡に於ては県社建設の挙ありこれ現今全面的に敬神思想の勃興に即せる時代適応の挙にして吾人亦ふかく之に賛するものなり。然れどもその建設奉贊会長

護得久朝昌等は所謂、敬神の美名の下に郡民を盲従せしめ建設費寄附勧誘に没頭せるもこの企図に根本性を有つ祭神や郡民の信仰上に就きては何等調査検討するの明なきのみならず在来の産土神神社は殆ど之を無視して顧みず更に新建設の神社に対し将来全責任を有つべき氏子や崇敬者たるべきものの総代選定さへ未だ之を視ざるに拘らず漬に郡民中より御定数の署名者を得て建設申請書を作成して其の筋に提出する等これ全く社寺法の精神にも沿わざる盲動と言はざるべからずかくて彼等の所謂国民精神の帰一は愚ろか却て郡民伝統の敬神崇仏の信念を攪乱しつつあるは吾人郡民として断じて容認し難きところ乃ち左に彼等の盲動を指摘し速かに県及び神祇院当局の嚴重なる指導監督あって須らく郡民の正当なる信仰の向上を期するやう県社建設の美挙を完うせしめられんことを伏して陳情請願する次第也。

其の事由顛末 第一祭神及社格に関する件（略）、第二、宮古神社を移転改築し以て県社若くは郷社に申請すべし（略）、第三、神社建設手続きに関する件（略） 右陳情候也。

#### ※ 39. 神社の祭神に就いて 立津春方（月日不詳）

一、神社に権現を祭るのは純神道に反す（略）、二、権現堂を廃するは時代錯誤の廢仏思想なり（略）、三、県社、郷社の祭神は産土神を本体とす（略）。

#### ※ 40. [宮古神社移転建立に伴う有志会決議] (12.30)

[前略] 吾等ハ憲法ニヨリ信教ノ自由ヲ保障サレテイル以上、如何ニ官權ノ弾圧アルモ其ノ信仰ヲ曲ケルコトナク左記決議シ之ガ遂行ニ猛進スベシ

一、「前ノ毛」ニハ宮古神社ヲ移転改築シ目黒盛豊見親ヲモ合祀スペシ 但シ他神ヲ主神トスルコトハ絶対之ヲ排撃ス 二、由緒アル権現堂ハ永久ニ保存スペシ 三、宮古神社氏子総代ノ選定ヲ促進スルコト 右決議ス 昭和15年12月30日 有志会代表者 立津春方 前里秀栄

#### 1941（昭和16）年

##### ※ 41. [宮古神社奉賛会長 護得久朝昌氏に質疑す 立津春方] (4.13)

昭和16年4月13日 平良町字西里359 立津春方 神社建設奉賛会長 護得久朝昌殿 拝啓 御多様中恐入候へども左記4項の質疑に対し書面を以て御垂教相成度本事項は吾等郡民の信仰上乃至は郡の文化史及び郡教育上重要性を有つものと信じ依てその筋に陳情するの必要も有之候間特に御願申上候 敬具  
記（略）

##### ※ 42. 葉書：護得久奉賛会長宛 立津春方 (4.17)

拝啓 13日附拙者の質疑に対し今に御垂教無之、或是一郡民の立津に対する問題として貴職權の威信上黙殺されるものと推し申候も、拙者に於ては、かくまで貴職が戦を宣せられるに於ては通然の手段によって応戦する決意に有之候、御諒承相成度候 敬具 4月17日

※ 43. 神社建設ニ関スル陳情書 (4.30)

昭和16年4月30日 沖縄県宮古郡字西里359番地 同志総代 立津春方 同 字松原132番地 同上 前里秀栄 沖縄県知事 早川元殿 神社建設ニ関スル陳情書

其の主旨 一、県社、郷社には郷邑の産土神を祭神とすべし 二、神社建設は我が惟神の大道に拠るべし 三、由緒深き龍宝山大権現堂を廃滅すべからず

其の要項 現今宮古島に於ては県社建設の挙あり、われ等亦ふかく之を奉賛する。然れども該建設奉賛会長護得久朝昌氏は目下宮古支庁長たる故を以てその権威により及至徒らに敬神の善名の下にみづから建設費寄附募集に没頭シ且つ工事監督も又みづから之に当るの熱意はその本職のやがて神官たるの感あるも、しかし氏はこの企図に根本性を有つ祭神や郡民の信仰及び郡内各神社の祭神若くは由緒等に就きては何等調査検討するの明なく且つ神社の造営に対シ全責任を有つべき氏子又は崇敬者たるべきその総代選定さへ未だ之を視ざるに拘らず、漫りにその配下中より盲従的捺印を得て建設申請を敢てする等、これ全く社寺法の精神を解せざると共に郡民の信仰を無視せるものにして又郡民伝統の敬神崇仏の念を攪乱するものわれ等断じて黙視し難きところ、乃チわれ等は氏に対し文書若くは直接にその盲とその暴を指摘するも、更に改過遷善の意なくひたすら官製の擬装神社建設に没頭するのみ、然れども神社は宮殿建設よりも祭神と民衆の信仰を第一義とするに於てはわれ等は之を一時的の官僚根生的暴挙に委せず須らく持久戦の決意を以テ 郡民の正当の信仰の向上を期するに猛進すべく依って左に彼等の盲動を叙述し監督官庁に於て現状を実地調査の上適正の御指導を賜はり度敬みて及陳情候也尚われ等は別記四の通り郡民に訴へ猛進致候也

其の事由 第一 祭神及社格に関する件(略) 第二 宮古神社を移転し以て県社若くは郷社に申請すべし(略) 第三 神社建設は唯神の大道に拠るべし(略) 第四 宮古神社の二神は之を別殿に奉祀すべし(略) 第五 由緒ある宮古権現堂を廃滅すべからず(略)。

別記 一、今回の神社建設は護得久氏の似非敬神思想と虚榮心に出づ(略) 二、宮古権現堂は波上宮の分身にあらず(略) 三、「権現」を神社の祭神にするは時代錯誤、又我が純神道に反す(略) 四、「権現」は一片の制令を以て神仏分離せざるべし(略) 五、龍宝山大権現堂の廃滅は郡民の信仰を攪乱す(略) 六、護得久奉賛会長の寄附募金並に奉仕作業の奨励は全く欺瞞なり(略)

※ 44. [書簡] 本郡選出県議諸君に訴ふ 沖縄県平良 立津春方 (7.8)

(前略) 一、今回の神社建設は護得久氏の似非敬神思想と虚榮心に出づ(略) 二、宮古権現堂は波上宮の分身にあらず(略) 三、「権現」を神社の祭神するは時代錯誤、又我が純神道に反す(略) 四、「権現」は一片の政令を以て神仏分離せざるべし(略) 五、龍宝山大権現の廃滅は郡民の信仰を攪乱す(略) 六、護得久奉賛会長の寄付募金並に奉仕作業の奨励は全く欺瞞的なり(略)

※ 45. 書簡 [真壁恵愛宛 護得久朝昌] (8.18)

真壁恵愛殿 宮古神社御造営に關し別紙謹告並に勧告状郡内各所に貼付有之候処右は貴殿も立津、前里両氏と連絡合意の上行動せしは事實に候哉若し事實とせば之に対する責任分担の覚悟併て承知致度候条 乍御手數折返し御回報相成度此段及照会候也

※ 46. 書簡 [護得久朝昌宛 立津春方] (9.15)

護得久朝昌殿 護得久君 僕はこゝに君を一個人として書を裁し率直に一言したい。君乞ふ如く官吏や公職のその傘を脱し以て一読の勞を与へ給へ。

一、真壁恵愛氏に対し問責に関する件（略） 二、その他本件に関する件（略）

※ 47. 神社建設に関する公開状 (11.7)

拝啓 陳者神社に關し左記卑見開陳併せて及質疑候条何分の貴意を得度、本件は私事に非ず公事なる以上、お取扱ひの如何によりては更に改めて別の方途に依り貴意を得可申此段申入候  
敬具 昭和16年11月7日 宮古郡有志代表 立津春方 同上 前里秀栄 護得久神社奉贊  
会長殿

記 一、新神社には姑依角、姑依玉の二神を主神にすること（略） 二、インチキ改称と訂正の申請（略） 三、宮古権現堂は「無」なる三所権現に非ず（略） 四、虚偽の宣伝並愚蒙の放言（略） 五、宮古神社が二か所も存する珍現象（略） 結び 以上吾人はこゝに文献と事實及び天理に依拠した公論を以て断然身を挺して奮戦する□□□決して神社建設に反対するに非ず。一には「祭神」の本質の正常性を失せしめざるにある。二には皇國神道の大義を素らしめざるにある。三にはかくて名実共に正しき神社を建設し子孫後昆に伝へて悔なきを期するにあ□。四には又かくて郡民の信仰の正当性を助長するにある。五には本神社問題に關し、徒らに名を戦時に藉り郡民の信仰を抑圧し、名を一億一心主義に藉りて民衆を機械視する如き官僚及びその阿附者共の横暴跳梁を排撃するにある。貴職以て如何。矣 平良町字松原312 発行人  
兼印刷人 前里秀栄 平良町字西里29□ 印刷所 城間印刷所

※ 48. 神社建設に關し郡の同胞諸君に訴ふ 立津春方 前里秀栄

先ずことわりおく。われ等は神社建設に決して反対しない。却て熱烈なる奉賛者だ。前ノ毛を宮古神社移転地に選定したのもこの春方だ。だが今回の神社建設は眞に宮古神社を移転するにあらず。われ等数年来の移転計画は根本から之をぶちこわすやうな無謀なやり方だ。由来宮古人士は氣節を以て立つ。今や神のことまで一官公吏の威圧的専斷に盲従し、ウアブノアサマズニヤーンといふ意氣地なさ、無信仰さ、あゝ時勢か、生活のためか。實に血を吐く思ひがする。そこでわれ等は起って神前に血を以てちかい、こゝに郡の同胞諸君特に青年諸君に訴へる。

第一、豊見親を附属神にするは神罰もおそろし（略） 第二、権現は国家神にあらず民衆を欺くべからず（略） 第三、権現堂を廢滅するは郡民の信仰を攪乱す（略）

結び 以上われ等は今回神社祭神に関する所見の大要を述べた。之はわれ等の私見や私情から言ふのではない。すべて確実な文献と事実に根拠を持つ。事苟も神に関することだからいさゝかも逆宣伝とか反対のために言を弄するやうな卑怯なことは断じてしない。再言するわれ等は熱烈なる純の純なる固い信仰に立脚する奉賛者だ。そして又かれ等奉賛者は神社に関し、何等責任もなければ権能もないのだ。神社に対する全責任者は氏子総代だ。それゆえに郡の同胞諸君、此際神社といふ信仰上関心を持ち、徒に彼等一時の官公吏や無責任なる奉賛員に之を一任して傍観しないように、かれ等の盲動を反省せしめ、かれ等の役人根性を戒め、以てどこまでも、わが純神道にそふところの、名実共に立派な神社建設の完遂を期したい。今若し昭和維新の時代に於て権現を祭神とするやうな神仏混合の官製擬装神社を拵へたらわれ等は後世子孫に対して申し訳がない。よりてうやうやしく豊見親神前に左記血盟宣誓して諸君に訴へる。

### 1943（昭和18）年

#### ※ 49. 修身講話（「宮古南静園入園者自治会日誌」1.26）

入園者の精神的慰安の目的で、宮古の教育界の大先輩として知名度の高い立津春方が嘱託講師に就任し約1年間、75歳の高齢の身で6キロの道のりを徒步で通勤、毎月1回修身講話をおこなった。

（注）修身講話というのは、昭和15年1月、西本願寺より一僧侶（T）を園職員（佛教布教師）として迎え、毎週2回ひらかれたもので、約1年半にわたって続けられた。

#### ※ 50. [戸籍] 死去（9.12）

#### 51. 教友会で故立津氏等の追悼会（「宮古朝日」11.27）

宮古教友会では故会長立津春方・故会員武島守男両氏の追悼会を本日午後4時祥雲寺で執行する。

#### 52. 宮古教友会秋の総会（「宮古朝日」12.1）

宮古教友会では去る27日午後5時石原副会長方に於て秋の総会を催し、山田、三島の両幹事から庶務会計の報告があって、会の事業として造林実施の件、申合せ事項として町葬にはつとめて参列する事、他の協議事項を終へて 故立津会長の後任補充問題に移り 会長に石原雅太郎氏が推挙され 同時に副会長に下地寛良氏が推挙された。

### 1954（昭和29）年

#### ※ 53. 亀川恵信編『宮古先覚者の面影』（9.25刊）

比嘉秀平琉球政府行政主席「序」は「盛島、立津、上里3氏の活躍は沖縄県政史上に輝かしい功績を残しており、現在活躍している石原、与儀、高良3君は、われわれの目前で同様の努力をしている」と記し、編者亀川恵信の「まえがき」につづいて稻村賢敷の「如雷故立津春方伝」は、次の順序で執筆している。緒言、立津氏の生いたち、漢学講談所の教育、新時代の先駆者、きうを負うて師範に学ぶ、立津さんと断髪、東京高師に学ぶ・続いて修養研鑽の時代、革新家立津氏の風貌・平良小学校時代・所謂十二人組の事件・離伏3年～附立津さんの農民会運動・立津さんの政治生活、著書と思想・晩年の生活・社会思想対策論の著書・教育勅語謹解・林政八書の訳述・隨想録・編者追記。

青木県議の男泣き 大樹久雄那霸署長が宮古支庁長に就任した祝を兼ねて、氏は同支庁長、青木（雅英）県議、仲宗根玄廣庶務課長らを招いて、其夜那霸の三杉楼で小宴を張ったことがあった。宴酣となって、話が当時建立の話がすすめられていた故盛島明長氏の銅像問題に移った時、青木氏がやがて袖で涙を拭き始めた。どうしたわけか、と氏（高良一）が訊ねると、やがて涙を拭き乍ら「実は私は今日、立津春方主が死んだという電報を受取っている。」本来ならば私を男にしてくれた立津先輩のためにお通夜するところだが、盛島も郷党的先覚者なら立津も盛島と天下を三分した大立者だ。盛島の銅像を作るなら立津のも作ってくれ、と云わうと思って来たのだが」と話し始め、遂には男泣きを始めたというエピソードもある。

【棺桶に片足を突込むまで】(1943<昭和18>年3月22日施行の県会議員補欠選挙に立候補しながら、諸般の事情で選挙運動を中止事実上の立候補を取り止めた多嘉良肇くのちの高良一那霸市議会議長)に対し、かねて氏の前途を嘱望していた宮古政界の元老、立津春方氏も憤慨して「何故断念するか人間は棺桶に片足を突込むまでは戦へ」とわざわざ高良氏の旅宿にきて激励した位だったが… (以下略)

### 1957（昭和32）年

#### ※ 54. 稲村賢敷『宮古島庶民史』(3.27刊)

「第4章 現代社会の発達史 第1節 廃藩置県と新政治」中「断髪の励行」の項で「結髪の風が改ったのは教育界から初まったようで明治21年立津春方が沖縄師範学校に入學して断髪したのが初めてであろう。同氏が夏休みで帰郷するや島内は非常な騒動で断髪頭を見るために道路には人垣をなしたと言われる。この時代は既に結婚して居られたが夫人の実家では『坊主頭に娘を嫁する事はできぬ』というので離婚したという家庭悲劇まで持ち上がった。氏は明治24年に師範を卒業して郷里に帰り平良小学校訓導として教鞭をとられたが、教育界に於ける断髪の実施を初め新教育の普及に対する氏の功績は大なるものがある」、「第4節 平良市の都市発達」中「第2回桟橋改修」の項で、「大正10年当時の村長立津春方は起債に依る水面埋立増築の件を村委会にはかり、満場一致を以て可決された」(中略)、「起債は水面埋立及桟橋増築に充てられた許りでなく、既設埋立地の買収費に充てられたのであるが、当時の平良村予算

総額の10万内外という状況下にあって4万7000円の起債に成功した事は立津村長の功績として称せられている」と記している。

### 1961（昭和36）年

#### ※ 55. 伊志嶺賢二『回顧20年 宮古教育界夜話』(6.10刊)

「第二 立津の教育行政～所謂十二人党事件」は、1，俊才立津の生い立ち 2，平良高等小学校への着任と改新への道 3，石原教頭の決意 4，十二人党、盛島明長に泣訴 5，砂川真修と盛島 6，立津、盛島の抗争 7，当局の裁断 「第三 立津野に下る」は、1，丹誠会の組織とその内容～農民党の母体 2，丹誠会の啓蒙運動の一例 3，青年党の誕生 4，青年党副将、石原の行動 「第四 議員騒動」は、1，村議選の不正投票 2，久松校の臨時休校 「第五 デモクラシーの訪れ」は、1，初の代議士選挙 2，立津、盛島の功績、以上の順で記し、さらに要旨次のように評している。

（立津は）新知識を吸収し、接する人々に間断なく、啓発すると共に、知識を実践の武器として、実践活動に、猪突猛進した剛直さがあった」「人間的には極めて潤おいのある人物であったと云われているが、不正、不義に対しては仮借なく戦い抜き、一步も退くことをしない、何でもやり出したら後へ退かないと云う根強さを持ち、不撓不屈の一貫性が全身に充満し、凡そ妥協的な所がなく、俗世間に容れられない性格であったようで、これら一連の事実からして、専横のそしりを受けたことであろう」。

### 1963（昭和38）年

#### ※ 56. 松下 仁『石原雅太郎伝』 石原雅太郎顕彰会 (8.30刊)

「学園騒動」で、平良高等小学校での反立津校長の「12人党事件」、「馬に乗ってみよ」で、その後の立津・盛島抗争について、「農民党・丹誠会」、「代議士選」で、宮古初の衆議院選挙での立津・盛島両派の抗争、「波乱の大正期」で、その後とも平良村長選挙、県議選挙、さらに「輸入候補」と称された衆議院議員選挙…と、昭和初期に至るまで、全体として盛島・石原派の視点で叙述されている。

### 1965（昭和40）年

#### ※ 57. 吉村玄得（筆名・松下仁）『盛島明長伝』 盛島明長氏顕彰期成会 (12.15刊)

「十二人組事件」「立津との対決」「議員騒動」「共倒れの苦杯」「製糖工場設立」「輸入候補との決戦」などの筋立てで、ほとんど『石原雅太郎伝』同様の展開で叙述している。

### おわりに

立津春方に関する表題の資料は、上・中・下の3回にわたってほぼすべて紹介した。現存する辞令類並びに『平良市史』第10巻資料編8・9「戦前新聞集成」（上・下）編収録の関係記事はすべてである。『琉球教育』など雑誌等に発表された論文等については、紙幅の都合もあつ

て表題のみ、あるいは目次に止どめたが、これらはすべて出典を表示してあるので、必要とあらば誰でもいつでも検索することができよう。これで一応、ひとり近代宮古の先陣をきり孤高に生きた立津春方の全身像を知ることができるであろう。近代宮古をどのように切り拓いたか、あるいは切り拓こうとしたのか、何故挫折したのか、うかがうことができよう。

立津春方は幼にして神童とよばれていたという。旧支配層の出自ゆえ様々な障害があったようだが、それでも近代教育の洗礼を受けたのはもっとも早いほうであろう。県（郡）外へ出て、外の事情を知るにつけ、宮古の余りの貧しさ、遅れを知って、悩み、苦しみ、考えたが故に、世の非難、中傷、教え子らの批判も意に介さず、孤高に走りつゝけたのであろう。

これらの資料から、いつか時間が許されれば、盛島明長、石原雅太郎らに代表される党派との対立抗争はもとより、ひいては「島政改革・人頭税廃止運動」に決起した宮古民衆の巨大なエネルギーとは、このあとどのように関わって展開したのか、しなかったのかまでうかがい、まとめることができればと考えている。

＜訂正＞「上」（「平良市総合博物館紀要」9号：2004）13と14の間に「1898（明治31）年」をいれる。

#### ※立津春方略歴

1870(明治3)年10月15日	沖縄県宮古島砂川間切西里村羽立里(現西里359)出生
1893(〃 26)年3月	沖縄県尋常師範学校尋常師範科(4年制)卒業 平良尋常小学校兼宮古島高等小学校訓導
1898(明治31)年4～1900.3	東京高等師範学校国語専修科(2年制)卒業
1900(明治33)年4～	香川県丸亀中学校教諭
1900(明治33)年7～	沖縄県中学校教諭(のち県立一中・現首里高校)
1904(明治37)年1～	兵庫県立豊岡中学校教諭
1905(明治38)年4～	福岡県立福岡工業学校教諭
1908(明治41)年4～	〃 小倉高等女学校教諭
1911(明治44)年3～	平良尋常高等小学校訓導兼校長
1914(大正3)年3～	城辺尋常高等小学校訓導兼校長(同年5.22退職)
1914(大正3)年6～	首里安国寺で得度式・法名「正徹」(尚順男爵・岸本賀昌代議士・当間那覇区長・知花首里区長・伊江朝助ら列席)(1916.6還俗)
1917(大正6)年5～21.5	沖縄県議会議員(町村議員による複選・1期め)
1920(大正9)年6～	平良村長に選出される(1921.9辞任)
1925(大正14)年5～29.5	沖縄県議会議員(公選・2期め)
1943(昭和18)年9月12日	自宅で死去 72歳

### <参考文献>

- 県内発行の『琉球新報』(那覇)、『先島新聞』(石垣)、『宮古朝日新聞』(平良)など、平良市史編さん事務局収集の新聞(複製)のほかすべてを活用した。新聞・雑誌以外の主要参考資料は次のとおり(本文中※印で記す)。
- 慶世村恒任『宮古史伝』 平良 1927年、復刻 1976年
- 秦 藏吉『沖縄県人事興信録』 沖縄県人事興信録編纂所 那覇 1929年
- 平良町役場『平良町誌～町制施行10周年記念』 平良 1834年
- 立津春方『林政八書』 東京図書株式会社 東京 1937年、復刻 土井林学振興会 東京  
1976年
- 亀川恵信『宮古先覚者の面影』 平良 1954年
- 稻村賢敷『宮古島庶民史』 平良 1957年、新版 三一書房 東京 1972年
- 伊志嶺賢二『回顧20年 宮古教育界夜話』 那覇 1961年
- 松下 仁『石原雅太郎伝』 石原雅太郎氏顕彰会 平良 1963年
- 吉村玄得『盛島明長伝』 盛島明長顕彰期成会 平良 1965年
- 平良市史編さん委員会『平良市史』第4巻資料編2 近代 平良市教育委員会 1978年
- 平良賀計『同仁～上里忠勝の歩んだ道』 那覇 1979年
- 宮古南静園『宮古南静園開園50周年記念誌』 平良 1981年
- 平良市史編さん委員会『平良市史』第8巻資料編6 考古・人物・補遺 平良市教育委員会  
1998年
- 平良市史編さん委員会『平良市史』第10巻資料編8 戦前新聞集成上 平良市総合博物館  
2003年
- 平良市史編さん委員会『平良市史』第10巻資料編9 戦前新聞集成下 宮古島市教育委員會 2005年